

川口の農業だより

平成30年12月 No.89

第27回 緑と大地の豊年まつり
(川口市農家組合連絡協議会)



農地の取得における下限面積「別段の面積」を設定しました

詳細は、次のページをご覧ください。



編集 川口市農業委員会
発行

川口市青木2-1-1 電話 048-258-7922 (直通)
ホームページ <https://www.city.kawaguchi.lg.jp>
e-mail 280.01000@city.kawaguchi.saitama.jp

～農地の取得における下限面積「別段の面積」を設定しました～

このたび農業委員会では、市内農業者の意見をもとに調査・研究・検討を行い、次のとおり下限面積「別段の面積」を設定しました。

下限面積「別段の面積」	30 アール
区 域	川口市全域
施 行 日	平成 30 年 12 月 1 日

下限面積「別段の面積」について

農地法では、所有権移転等により農地を取得する場合に、農業委員会の許可を受けなければなりません。

その際、権利取得後において耕作する農地面積が一定（都府県：50アール、北海道：2ヘクタール）以上でないと、許可できません。

この農地面積の要件は、地域の実情に応じ、基準の範囲内で農業委員会が、別に定める（下限面積「別段の面積」）ことができます。



下限面積「別段の面積」を設定した主な理由

- 1 農地の権利移動が円滑になり、農地の有効利用が期待できること。
- 2 意欲のある小規模農家にとって、農地集約がしやすくなり農業規模が拡大できること。
- 3 新規就農者の農地取得のハードルが下がり、就農しやすい環境になること。
- 4 相続で農地を取得した者の農業参入の可能性が広がること。
- 5 新規就農者の利用権設定期間満了による解除の不安が解消され、安定的で継続的な農業経営計画を立てることができること。
- 6 平成 29 年度の耕作地面積の平均値が30アールであること。



生産緑地制度について

生産緑地法をはじめとする都市農地に関する法令等が次のとおり整備されました。農業者の皆さんは、新たな制度をご理解の上、今後の農業経営の参考にしてください。

生産緑地法一部改正のポイント

- 面積要件の引き下げ
川口市条例で一団の農地面積要件を300㎡に引き下げられました。
- 建築規制の緩和
生産緑地地区内に、市長の許可を受けた農家レストランや直売所の設置が可能となりました。
- 特定生産緑地の指定
指定から30年経過した生産緑地は、指定の期限を10年延長することができるようになりました。



平成 31 年度分の新規指定の受付を行います

平成 31 年度分の生産緑地の新規受付を平成 31 年 1 月から 6 月の間で行います。

指定要件等の詳細については、みどり課までお問い合わせください。

※新規での指定は従来どおり、30年間農地として適正に管理することが義務付けられます。

参考：指定地区数 489 地区 面積 125.21ha
(平成 30 年 11 月現在)

生産緑地制度についての問い合わせ先

みどり課保全係 電話 048-242-5721



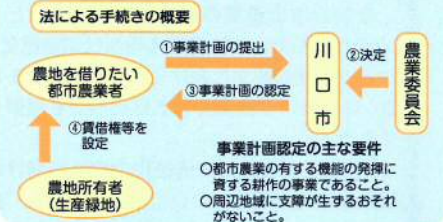
相続税納税猶予制度についての問い合わせ先

農業委員会事務局 電話 048-258-7922



都市農地の貸借制度の創設による相続税納税猶予制度について

平成 30 年 9 月 1 日に都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行され、当該法律により市長から認定を受けた貸付けは納税猶予が継続されることになりました。



農業者年金で安心・豊かな老後を

～農業者の老後は国民年金だけでは不安です～

○農業に従事するかたの老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

○ごんなかがたが加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満のかた

○積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

○保険料は、月々2万円から6万7千円まで、いつでも変更できます。

○支払った保険料は全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。



問い合わせ先：独立行政法人農業者年金基金 電話：03-3502-3199

特産農産物高付加価値化・ブランド化に向けた取り組みについて

川口市農政審議会では、都市農業を取り巻く現下の厳しい環境を踏まえ、市内農業者によって生産された農産物の認知度を向上させ、農業収益の増加に加え、意欲的な生産による営農の継続、更には担い手の育成につなげ、“50年後も「農が誇れるまち川口」”の実現に資するため、農業ブランドに係る取り組みの調査、審議等を平成29年度から継続的に行っています。



現在は、本市独自のブランド制度構築に向け、効果的で効率的、かつ円滑に進めるための組織のあり方や具体的手法等の提案について取りまとめています。

今後のブランド制度設計にあたっては、農業者の皆さんにもご参画・ご意見等をお寄せいただきたいと存じますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成30年度担い手農業者等意見交換会を開催しました

今後の本市農業の維持・発展を目的として取り組んでいる特産農産物高付加価値化・ブランド化の確立に向けて、平成30年8月30日に担い手農業者等意見交換会を開催しました。

「特産農産物高付加価値化の確立に向けた取り組みの必要性について～50年後も“農が誇れるまち川口”を目指して～」をテーマに川口市農業委員会委員、川口市農政審議会委員、認定農業者の皆さんにご参加いただき、ブランド化の確立に向けた課題や消費者への有効なPR方法などについて活発な意見が交わされました。



2019年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

2019年10月1日から消費税の税率が10%に引上げられることに伴い、飲食料品と新聞に対する軽減税率（8%）が実施されます。これには、免税事業者も対応が必要となる場合がありますので、軽減税率制度の実施に向けて計画的な準備が必要となります。

軽減税率制度に関するお問い合わせは、次のコールセンターまたは最寄りの税務署にご相談ください。

軽減税率（8%適用）対象となる品目比較

軽減税率（8%）	標準税率（10%）
<ul style="list-style-type: none"> 米 ・ 野菜 果物 花（食用） 農家レストランの弁当の「持ち帰り販売」 いちご狩りで採ったいちごを土産用に販売 	<ul style="list-style-type: none"> 栽培用の種子 苗木 花（観賞用） 農家レストラン内での飲食（外食） いちご狩りの入園料

消費税軽減税率電話相談センター

電話 0570-030-456
受付時間 9：00～17：00（土日祝除く）